

○交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱

平成12年 7 月 6 日

埼例規第51号・交企

警 察 本 部 長

交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱の制定について（例規通達）

この度、交通死亡事故多発時等における効果的かつ効率的な抑止対策の推進を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成12年 7 月10日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

別添

交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 交通死亡事故抑止対策等を効果的かつ効率的に推進するため、埼玉県警察本部交通部に、交通死亡事故抑止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項の審議、検討を行うとともに、その具体的方策の推進を図ることを任務とする。

- (1) 交通死亡事故の多発前兆を捉えた先行対策、交通死亡事故多発時における抑止対策及び年間を通じた交通事故死者の減少方策
- (2) 自転車のほか、新たな電動モビリティの関係する交通死亡事故の総合抑止対策

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は交通部長、副委員長は交通部運転免許本部長及び同部参事官をもって充てる。
- 3 委員は、交通部交通総務課長、同部交通指導課長、同部交通捜査課長、同部交通規制課長、同部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長、同部運転免許本部運転免許課長、同部運転免許本部運転管理課長及び同部運転免許本部運転免許試験課長をもって充てる。

(会議)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、対策委員会への出席を求めることができる。

(対策部会)

第5条 対策委員会に、委員長から付託された事項を検討する交通死亡事故抑止対策部会（以下「対策部会」という。）を置く。

- 2 対策部会の構成は、交通死亡事故抑止対策部会編成表（別表）のとおりとする。
- 3 対策部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、対策部会への出席を求めることができる。
- 5 部会長は、対策部会での検討状況を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 対策委員会及び対策部会の庶務は、交通部交通総務課交通安全対策推進室において処理する。

実施日

この例規通達は、平成12年 7 月10日から実施する。

実施日（平成12年 8 月29日埼例規第57号・務）

この例規通達は、平成12年 9 月13日から実施する。

実施日（平成13年 3 月30日埼例規第49号・務）

この例規通達は、平成13年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成18年 3 月28日務第810号）

この通達は、平成18年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成20年 3 月31日務第922号）

この通達は、平成20年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成21年 3 月27日務第843号）

この通達は、平成21年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成22年 3 月30日務第770号）

この通達は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成23年 9 月20日務第2034号）

この通達は、平成23年 9 月20日から実施する。

実施日（平成24年 3 月28日務第771号）

この通達は、平成24年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成24年 9 月 7 日務第2056号）

この通達は、平成24年10月 1 日から実施する。

実施日（平成26年 3 月20日務第741号）

この通達は、平成26年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成28年 3 月25日務第780号）

この通達は、平成28年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成30年 3 月28日務第792号）

この通達は、平成30年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成31年 3 月29日務第827号）

この通達は、平成31年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 9 月 4 日務第1590号）

この通達は、令和 2 年 9 月15日から実施する。

実施日（令和 3 年 9 月 7 日務第1617号）

この通達は、令和 3 年 9 月16日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月15日務第598号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 3 月28日務第683号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

交通死亡事故抑止対策部会編成表

部会長	交通安全対策推進室長
部会員	○ 交通総務課課長補佐（分析・教育・管理） ○ 交通総務課課長補佐（安全対策） ○ 交通指導課課長補佐（取締企画） ○ 交通捜査課課長補佐（企画・事故捜査） ○ 交通規制課課長補佐（規制企画） ○ 交通機動隊隊長補佐（企画・技術指導） ○ 高速道路交通警察隊隊長補佐（企画・指導） ○ 運転免許課課長補佐（免許企画）